

令和元年10月25日配信

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、嬉野市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、公表します。

1. 事案の概要

嬉野市職員である当該職員は、令和元年7月4日（木）午後5時以降平戸市内から唐津市方面へ移動途中の駐車場内（自家用車内）等で飲酒をしたにもかかわらず、その途上午後8時頃唐津市内で警察の取り調べを受け、道路交通法違反（飲酒運転）で検挙され、8月1日に唐津区検察庁に書類送致されました。

その後、鹿島区検察庁に移管後、令和元年10月11日付けで鹿島簡易裁判所から罰金30万円の略式命令（道路交通法違反 酒気帯び運転）が下されました。

2. 所属名、職名及び年齢

市民福祉部 福祉課 主事 （40歳）

3. 処分年月日及び処分内容

令和元年10月25日付け 停職6か月

4. 処分理由

地方公務員法第33条の規定に反する信用失墜行為であり、市政に対する信頼を大きく失墜させたため、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定により懲戒処分を行いました。

※市長コメント

これまで、交通法規の遵守や飲酒運転の防止について、機会ある度に注意喚起を行ってきたところですが、この度、本市職員が酒気帯び運転により略式命令が下されたことは、誠に遺憾であり、市政に対する市民の皆様の信頼を裏切る結果をまねき、心よりお詫び申し上げます。

今回、このような事態が起きたことを重く受け止め、再発防止に向け、服務規律の遵守のための取り組みを徹底し、職員一丸となって、市民の皆様の信頼の回復に努めてまいります。